

付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

		課税期間	・ ・ ・ ・ ・	氏名又は名称	
項 目		金 額			
	課 税 売 上 額 ( 税 抜 き )	①			円
	免 税 売 上 額	②			
	非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③			
	課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④			※申告書の⑮欄へ
	課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤			
	非 課 税 売 上 額	⑥			
	資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦			※申告書の⑯欄へ
	課 税 売 上 割 合 ( ④ / ⑦ )			[ % ]	※端数切捨て
	課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑧			※注2参照
	課税仕入れに係る消費税額(⑧×6.3/108)	⑨			※注3参照
	特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑩			※注2参照 ※上記課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載してください
	特定課税仕入れに係る消費税額(⑩×6.3/100)	⑪			※注3参照
	課 税 貨 物 に 係 る 消 費 税 額	⑫			
	納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑬			
	課税仕入れ等の税額の合計額(⑨+⑪+⑫±⑬)	⑭			
	課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合(⑭の金額)	⑮			
課税5億円超又は 課税95%未満の場合	個別対応方式	⑯	⑭のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑯	
	一括比例配分方式	⑰	⑭のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	⑰	
		⑱	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 [ ⑯ + ( ⑰ × ④ / ⑦ ) ]	⑱	
		⑲	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑭ × ④ / ⑦)	⑲	
控除の税調整額	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整(加算又は減算)額	⑳			
	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額	㉑			
差引	控 除 対 象 仕 入 税 額 [(⑮、⑱又は⑲の金額)±⑳±㉑]がプラスの時	㉒			※申告書の④欄へ
	控 除 過 大 調 整 税 額 [(⑮、⑱又は⑲の金額)±⑳±㉑]がマイナスの時	㉓			※申告書の③欄へ
	貸倒回収に係る消費税額	㉔			※申告書の③欄へ

注意1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 ⑧及び⑩欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記入する。

3 上記2に該当する場合には、⑨又は⑪欄には次の算式により計算した金額を記入する。

$$\text{課税仕入れに係る消費税額⑨} = \left( \text{課税仕入れに係る支払対価の額(仕入対価の返還等の金額を控除する前の税込金額)} \times \frac{6.3}{108} \right) - \left( \text{仕入対価の返還等の金額(税込み)} \times \frac{6.3}{108} \right)$$

$$\text{特定課税仕入れに係る消費税額⑪} = \left( \text{特定課税仕入れに係る支払対価の額(特定課税仕入れ対価の返還等の金額を控除する前の支払対価の額)} \times \frac{6.3}{100} \right) - \left( \text{特定課税仕入れ対価の返還等の金額} \times \frac{6.3}{100} \right)$$

4 ⑩及び⑱欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみが記載する。  
なお、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者は、併せて別表を提出する。

5 ㉒欄と㉓欄のいずれにも記載がある場合は、その合計金額を申告書③欄に記入する。

## 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」

この付表は、次の1又は2に掲げる事業者が、消費税及び地方消費税の（確定、中間（仮決算）、還付、修正）申告書（一般用）（以下「申告書（一般用）」といいます。）を作成する場合に使用し、申告書（一般用）に添付して提出してください。

- 1 簡易課税制度を選択していない事業者
- 2 簡易課税制度を選択していても基準期間の課税売上高が5,000万円を超える事業者